様式㈠（第五条関係）

殺処分勧告書

口蹄疫対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきことについて、同条第三項の規定により書面により勧告します。

年　月　日

住所
氏名　　殿

都道府県知事名

記

一　殺処分の対象となる家畜

二　勧告を実施する根拠となる法の規定

三　勧告を実施する理由

四　一の家畜を殺すべき期限

五　その他必要と認める事項

様式㈡（第五条関係）

殺処分勧告書（報告）

口蹄疫対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきことを勧告したこと（　年　月　日実施）について、同条第四項の規定により書面を交付します。

年　月　日

住所
氏名　　殿

都道府県知事名

記

一　殺処分の対象となる家畜

二　勧告を実施した根拠となる法の規定

三　勧告を実施した理由

四　一の家畜を殺すべき期限

五　その他必要と認める事項

様式㈢（第五条関係）

殺処分通知書

口蹄疫対策特別措置法第六条第二項の規定により実施する措置について、同条第三項の規定により書面により通知します。

年　月　日

住所
氏名　　殿

都道府県知事名

記

一　殺処分の対象となる家畜

二　殺処分を実施する根拠となる法の規定

三　殺処分を実施する理由

四　殺処分を実施する日時、場所及びその方法

五　その他必要と認める事項

様式㈣（第五条関係）

殺処分報告書

口蹄疫対策特別措置法第六条第二項の規定により実施した措置について、同条第四項の規定により書面を交付します。

年　月　日

住所
氏名　　殿

都道府県知事名

記

一　殺処分の対象となった家畜の種類

二　殺処分を実施した根拠となる法の規定

三　殺処分を実施した理由

四　殺処分を実施した日時、場所及びその方法

五　その他必要と認める事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。